

回 答 書

件 名 : (仮称) 浦添市多目的運動施設新築工事 (観るスポーツ) (機械)

回答日 令和 7 年 9 月 25 日

担当課 : 建築営繕課

回 答 内 容

質疑

特記事項、10 監理技術者の兼務 (特例監理技術者の配置) の
※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の既定の適用を受ける監理技術者 (特例監理技術者) の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。とありますが、特例監理技術者の配置を認める要件等をご教示お願い致します。

回答

特例監理技術者の配置を認める要件は下記のとおりとします。

1. 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
2. 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
3. 特例監理技術者が兼務できる工事は浦添市内とする。

※上記1. ～3. をすべて満たしていること。